

## 第 1 1 4 号議案

足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 2 4 年足立区条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

別表生活関連施設地区 A の項、生活関連施設地区 B の項及び生活関連施設地区 C の項中「第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。